

はまっぴん

令和2年度子育て世帯への 臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（所得制限超過により特例給付となっている者を除く）を受給する世帯に対して臨時特別給付金（一時金）を児童一人あたり、1万円を支給します。

◆支給対象者

令和2年4月（3月分を含む）の児童手当受給者

※所得制限超過により、特例給付となっている受給者は除きます。

なお、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象です。（ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合なども対象となります）

詳細については、対象の世帯に案内を送付しますので、しばらくお待ちください。

◆問合せ 役場保健福祉課福祉係 TEL2-2551

旧優生保護法に係る一時金の 支給制度について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、同日公布・施行され、現在、道では、対象となる方々からの一時金の請求の受付を行っています。

旧優生保護法は子どもができなくなる手術などを受けた人にお金を払うことを定めています。

◆平成31年4月24日から令和2年3月29日までの相談・請求・認定件数

一時金制度に関する相談件数	請求受付件数	支給認定件数
415	83	47※

※定期的に認定審査会を開催しており、今後、支給認定件数はさらに増加する見込みです。

◆問合せ 旧優生保護法に関する相談支援センター

TEL0120-031-711

※上記につながらない場合は011-206-6343

なお、手紙、FAX、メールでのやりとりも可能です。

住所 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課内

FAX 011-232-4240

メール hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg

◆受付時間 午前8時45分～午後5時30分

月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。

（速報版） 令和2年5月10日発行 第1672号

新型コロナウイルス感染症における緊急経済対策

特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染症における緊急経済対策として、1人10万円の特別定額給付金の支給を行います。

4月27日時点で浜頓別町に住民票のある方が対象となりますので、申請期間になりましたら、お手続きをお願いします。

◆対象者 令和2年4月27日時点において浜頓別町に住民票のある方

◆受け取れる方 世帯主の方

◆給付額 1人あたり10万円

◆申請期間 5月11日（月）から8月11日（火）まで
（※オンライン申請も同じ）

◆手続きの流れ

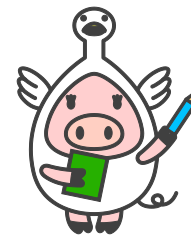
- ①5月9日（土）から順次に各世帯へ申請書を送付いたします。
- ②感染拡大防止のため、なるべく郵送またはオンラインにて申請を行ってください。
- ③郵送またはオンラインでの手続きが困難な方は、役場ロビーに受付窓口を設置いたしますのでご利用ください。
- ④申請書類に不備がなければ、申請書提出後2週間を目途に世帯主（申請者・受給者）の口座に同一世帯分の給付金を振込みます。

◆申請に必要なもの

- ・申請書（5月9日送付予定）
- ・世帯主の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・保険証など（写し））
- ・世帯主の預金通帳又はキャッシュカード（写し）
- ・印鑑 など

◆問合せ

役場特別定額給付金担当窓口（役場ロビーに開設）TEL2-2345

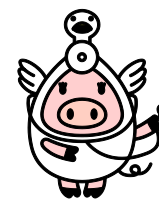


【延期】乳がん・子宮がん検診延期のお知らせ

5月24日（日）に予定されていた乳がん・子宮がん検診は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、

「8月9日（日）」に延期させていただくことになりました。検診受診を希望される方には大変ご迷惑をおかけしますが、予約受付再開となりましたら広報にてご案内します。ご理解の程よろしく申し上げます。

◆問合せ 役場保健福祉課健康づくり係 TEL2-2551



特別定額給付金

配偶者からの暴力を理由に 避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に、浜頓別町に住民票を移すことができない方は、申し出により次の措置が受けられます。

◆措置内容

- ①世帯主でなくても、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができますので、浜頓別町に申し出を行ってください。
- ②手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）から申請があっても支給しません。

◆対象要件

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること。
- ②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること。
- ③令和2年4月28日以降の住民票が、今お住いの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること。

◆申し出方法

- ①担当窓口へ申出書を提出してください。※申出書は担当窓口及び婦人相談所や総務省のホームページなどでも入手できます。
- ②添付書類
・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
・市町村が発行するDV被害申出確認書

※同伴者がいる場合、同伴者についても記載されていることが必要です。

※令和2年4月27日以降に、浜頓別町に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば確認が取れるため、上の書類は必要ありません。

◆その他

- ①申出書に基づき、住民票のある市区町村へ連絡しますが、今お住いの住所等の情報は知られません。
- ②特別定額給付金の申請手続きは、申し出手続きと別に行う必要があります。

◆問合せ 役場保健福祉課福祉係 TEL2-2551

役場住民課住民係 TEL2-2549

行事予定

【5月10日～5月25日】

月日	行事	場所	時間
5/14(木)	離乳食教室(もぐもぐクラス)	ほけんセンター	13:30～15:00
5/15(金)	離乳食教室(もぐもぐクラス)	ほけんセンター	13:30～15:00
5/22(金)	乳幼児健診	ほけんセンター	10:00～14:00

【中止】第57回クッチャロ湖湖水まつりについて

浜頓別町観光協会は、令和2年7月11日(土)、12日(日)に開催を予定しておりました「第57回クッチャロ湖湖水まつり」の開催中止を決定しました。

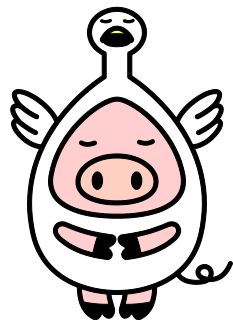
毎年各地からたくさんのご来場をいただき、皆様に支えられながら浜頓別町を代表するイベントとして実施してまいりましたが、日本国内及び北海道内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、町民をはじめ来場者・関係者の安全確保を第一に考えた結果、イベントを安全・安心して執り行うことは困難な状況であると判断し、開催を中止することとしました。

毎年ご参加いただいていた皆様、また参加をご検討いただいていた皆様にはご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。

また毎年ご協力いただいております関係者の皆様におかれましてはご理解いただきますようお願い申し上げます。

来年以降クッチャロ湖湖水まつりが開催できますよう努力してまいりますので、引き続きご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

◆問合せ 町観光協会 Tel2-2346



女性学級の学級生を募集します！

女性学級では、浜頓別町に関わる身近な生活課題などを共同学習することでお互いの教養を高め、充実した日々を送ることを目的として活動しています。

◆活動内容 月1回程度の学習会(パン教室、町内施設見学、軽スポーツなど)

◆年間学費 1,200円(その他、必要に応じて活動の際に徴収します) ※スポーツ安全保険の加入希望者は1,850円を別途いただきます。

◆申込み 5月22日(金)までに、町教育委員会生涯教育係に申込みください。

◆その他 申込みが10名以下の場合、令和2年度は閉級とします。

◆問合せ 町教育委員会生涯教育係 Tel2-4666

5月20日(水)は『浜頓別町防災の日』

昭和33年5月20日に発生した浜頓別町の大火から62年が経過しようとしています。

町では5月20日を「防災の日」として、防災の意識を高め、認識していただくために、サイレンの吹鳴、広報活動などを行います。

◆サイレン吹鳴 5月20日(水)午前8時～(1分間)
吹鳴地区…浜頓別、頓別、下頓別、斜内、豊浜、豊牛

◆問合せ 役場総務課総務係 Tel2-2345
浜頓別消防支署警防グループ Tel2-2119

【中止】浜頓別消防団春季消防演習

5月17日(日)に予定していた令和2年度浜頓別消防団春季消防演習は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、開催を中止します。

◆問合せ 浜頓別消防支署警防グループ Tel2-2119

狂犬病予防注射の時間変更のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月24日(日)の実施時間帯を変更いたします。(注射数の多い場所の滞在時間を長くしています。5月13日、14日は変更ありません。) 畜犬登録されている方には、別途、変更後の時間帯で案内を送付済です。

また、当日は、マスクの着用と、距離を最低2m以上空けてお待ちください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力をお願いします。

5月24日(日)(時間帯 変更後)		
実施場所	住所	時間帯
福祉センター前 (旧役場庁舎前)	南2条3丁目	午前 8時45分～
		午前 9時30分
南団地遊園地前	緑ヶ丘6丁目	午前 9時35分～
		午前 9時45分
旧恵良田商店前	緑ヶ丘2丁目	午前 9時50分～
		午前10時15分
公住58号横	緑ヶ丘1丁目	午前10時20分～
		午前10時30分
小野寺初男宅前	日の出4丁目	午前10時35分～
		午前10時50分
小川幸広宅前	日の出2丁目	午前10時55分～
		午前11時5分
旧幼稚園前	北4条2丁目	午前11時10分～
		午前11時30分
商立建運前	智福1丁目	午前11時35分～
		午前11時45分
天北運送前	大通7丁目	午前11時50分～
		午後12時20分

◆問合せ 役場住民課環境生活係 Tel2-2549

特殊詐欺にご注意ください！！

現在、町内複数件の住民宛てに「債権差押命令」の文書が、差出人が書かれていない茶封筒に封入された状態で送付されています。文書の内容や状態から、特殊詐欺の可能性が非常に高く、今後も被害が発生する恐れがありますので、十分に注意してください。

※もし、身に覚えのない文書が届いたら…※

①文書に書かれている連絡先には絶対に連絡しない！！

②すぐに関係機関へ相談する！

・文書が本物か自分では判断できない時
→役場や最寄りの消費生活センター、弁護士事務所(無料相談会)等で相談。

・実際にお金をだまし取られた(詐欺被害に遭った)時
→すぐに最寄りの警察署へ連絡。

また、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や、給付金の申請に関連した特殊詐欺も全国的に増加しており、注意が必要です。

例1)「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている」等、根拠のない話をする悪質商法

例2)「助成金があるので個人情報を教えてほしい」等の「なりすまし」や「オレオレ詐欺」

例3) マスクの品薄に便乗し、「マスクが買えるサイトがある」という嘘の広告で消費者の関心を惹き、クレジットカード番号等をだまし取る詐欺

特殊詐欺等に関して、困りごとや不安なことがあった場合は、すぐに最寄りの関係機関や、地域包括支援センターまでご連絡ください。

◆問合せ 役場保健福祉課地域包括支援センター Tel2-2551
浜頓別消費者協会(役場産業振興課商工観光係)
Tel2-2346

はまとんべつ温泉ウイング

全面臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大をうけて、下記のとおり全面臨時休業させていただきます。なお、4月23日より休業しておりました日帰り入浴並びにレストラン営業も延長休業させていただきます。営業再開につきましては、今後の状況を鑑みながらチラシやホームページなどでご案内いたします。

◆休業施設名 はまとんべつ温泉ウイング、はまとんべつ温泉コテージ、クッチャロ湖畔売店

◆期間 5月11日(月)～5月31日(日)

◆問合せ 一般財団法人観光公社北オホーツクランド Tel2-4141